

学校現場での児童虐待への対応における課題¹

Problems in the approach to the child abuse in the school

新 田 司
(Tsukasa NITTA)

1. はじめに

厚生労働省によれば、日本における児童虐待の相談対応件数は、1990年度では1,101件だったが、30年後の2020年度には約186.2倍の205,029件（速報値）となった²。1990年代後半、児童虐待がマスメディアでの報道³などにより社会問題として注目を浴びるようになり、法整備の必要が議論されるようになった。2000年には「児童虐待の防止等による法律」（児童虐待防止法）が施行し、2004年改正では虐待の予防、早期発見、被害者の保護・自立支援が強化され、2007年改正では、立入調査の強化（臨検）、保護者への面会・通信の制限が強化されるなど2度の改正により法的な整備が進んだ。一方で、児童虐待に対する社会の認知度の上昇や関心の高まりに比例するように相談対応件数も上昇を続け、1999年度には10,000件を超えると、2010年度には5万件、2015年度には10万件を突破、ここ5年はさらに急上昇し2015年度の約2倍となる加速度的な増加となった。要因としては、いわゆる「鳴き声事案」に対する積極的な通報の呼びかけや「面前DV」による被虐待児の件数集計の変更等によるものも大きいが、児童虐待への社会的関心の高まりにより件数を押し上げていることが想像される。

2019年度の児童虐待の相談対応件数は193,780件であるが、そのうち児童虐待を受けている児童生徒（被虐待児）の相談対応件数は、106,294件と全体の54.8%にのぼる（小学生 34.0%、中学生 13.8%、高校生 7.0%）⁴。この数値ははじめや不登校といった問題行動と比較すると少ないが、児童生徒の約120人に1人の割合で被虐待児がいる計算となり、特に小学校では約100人に1人の割合となる（義務教育学校を除く）。相談対応件数はあくまでも行政に報告された数値であり、相談にあがらない被虐待児の実数はそれ以上であることは想像できる。

被虐待児の相談対応件数が急激に増加する一方で、学校における児童虐待への対応は決して十分とはいえない。その理由としては、児童虐待防止法では教員に対して児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条第1項）や、児童虐待が疑われる場合でも通告する義務（同法第6条第1項）が定められているものの、児童虐待が児童福祉行政のセクターの問題で、児童生徒の家庭内の問題であるために、問題行動と比較しても教育的な指導の範疇ではないことが要因であると考えられる。さらにスクール・ソーシャルワーカー（SSW）の配置も限られており、学校が児童生徒の虐待に積極的に関与することは難しいと思われる。だが近年児童虐待が貧困によってもたらされ、問題行動の引き金になることが指摘されており、児童生徒の指導や対応においても無視で

きない状況になっている。後述するように、小中学校での拙者による調査でも多くの教員が被虐待児の対応に当たっていることも明らかになっている。そこで本稿では、拙者の調査結果より、児童虐待を受けている被虐待児に対して、学校現場の教員がどのように対応し、どのような点について困難さを感じているのか、教員のコメントをもとに質的な検証を行い、教員の児童虐待への対応における課題について検討する。

2. 小中学校で実施した調査の概要と結果

2018年2月に千葉県L市教育委員会の承諾をえて、学校現場における児童虐待への対応について質問紙によるアンケート調査を行った。市内の全小中学校に郵送にて配布し、市内の小中学校全教員838名のうち、516名より回答があった（回収率：61.6%、小学校328名、中学校188名）。はじめに、被虐待児への対応について質的な検討する前に、この調査で「児童虐待を受けた、あるいは疑われる児童生徒がいた」と回答した教員が、どのような対応をしたのか、調査結果で得られたデータをもとに確認する。なお今回の調査データについては、拙稿（吉村真理子と共著）『学校現場における児童虐待への対応と課題について』（千葉敬愛短期大学紀要第41号、2019）ですでに報告しているが、まずは量的な結果を参照していただくため、この節のデータのいくつかはこの拙稿から再度引用する。

学校現場での児童虐待の有無について（表1「児童虐待を受けた、あるいは疑われる児童生徒がいましたか」⁵⁾）は、担任や授業担当など何らかの形で関わった教員が全体の75.6%（実数で390名）にのぼった。冒頭で示した在籍児童生徒に対する相談対応件数の割合と比較すると、実際には相当数の教員が被虐待児の対応をしていることが明らかになった。

表1 児童虐待を受けた、あるいは疑われる児童生徒がいましたか（複数回答）

	人数	%
担任として受け持った児童生徒にいた	184	23.3%
授業で担当したクラスにいた	105	13.3%
配属された学年の児童生徒にいた	123	15.6%
他学年の児童生徒にいた	148	18.8%
児童虐待を受けていると思われる児童生徒がいた	103	13.1%
児童虐待を受けた児童生徒はいない	74	9.4%
分からない	43	5.4%
無回答	9	1.1%
計	789	100.0%

児童生徒が受けた児童虐待の種類について（表2「どのような種類の虐待を受けていましたか」⁷⁾）は、「身体的虐待」が209名（30.9%）、「保護の怠慢・拒否・無視」が296名（43.8%）、「性的虐待」

が61名（9.0%）、「心理的虐待」が93名（13.8%）であった。

表2 どのような種類の虐待を受けていましたか（複数回答）

	人数	%
身体的虐待	209	30.9%
保護の怠慢・拒否・無視	296	43.8%
性的虐待	61	9.0%
心理的虐待	93	13.8%
不明	14	2.1%
無回答	3	0.4%
計	676	100.0%

被虐待児と関わった教員の対応（表3「被虐待児に対して、どのような対応をしましたか」）については、ある程度、校内での支援体制や児童相談所、行政機関など他機関連携での連携により対応されているが、自身で対応した教員も75名いた。

表3 被虐待児に対して、どのような対応をしましたか（複数回答）

	人数	%
全校での支援体制のもとで対応した	242	20.2%
児童相談所と連携して対応した	184	15.4%
学年で対応した	148	12.4%
教育委員会と連携して対応した	141	11.8%
家庭訪問を行った	119	9.9%
児童相談所に通告した	117	9.8%
都道府県及び市町村の虐待担当職員や福祉事務所と連携して対応した	75	6.3%
ご自身で対応した	70	5.8%
地域と連携して対応した	28	2.3%
スクールソーシャルワーカーの支援を受けた	27	2.3%
医師と連携して対応した	8	0.7%
何もしなかった	4	0.3%
分からない	12	1.0%
その他	20	1.7%
無回答	3	0.3%
計	1198	100.0%

（無効回答 4）

被虐待児の保護者の状況に関するデータ（表4-1, 2）からは、被虐待児の背景に経済的な困窮、一人親家庭、DV など困難な状況で生活している保護者の実態がみられる。

表4-1 被虐待児の保護者の状況について（複数回答）

	人数	%
経済的に困窮していた	148	19.6%
母子家庭だった	118	15.6%
DV がみられた	109	14.4%
比較的若い保護者だった	97	12.8%
生活保護を受給していた	88	11.7%
父子家庭だった	48	6.4%
祖父母や親族が保護者だった	15	2.0%
保護者に会ったことがなかった	12	1.6%
分からない	47	6.2%
その他	64	8.5%
無回答	9	1.2%
計	755	100.0%

表4-2 被虐待児の保護者の状況について 「その他」（64名）の内訳

	人数
親が継父・継母（再婚）だった	22
親の養育の問題	10
親が外国籍	8
親が精神疾患・発達障害であった	6
親も被虐待児など親自身の親子関係	5
夫婦関係	3
その他（宗教にのめりこむ、父親が逮捕された、保護者の知人が世話など）	10
計	64

被虐待児への対応の際の保護者との関わりについて（表5）は、「保護者と連携して児童生徒の支援ができた」ケースが2割にとどまり、多くのケースが保護者との連携や支援を期待できない中で対応せざるを得ない実態がみられる。

表5 対応の際、保護者との関わりはどうか（複数回答）

	人数	%
保護者が協力的ではなかった	161	27.7%
保護者と連携して児童生徒の支援ができた	118	20.3%
保護者と連絡がつかないことが多かった	114	19.6%
児童養護施設の職員と連携した	63	10.8%
分からない	58	10.0%
保護者から拒絶された	32	5.5%
その他	16	2.7%
保護者がいなかった	12	2.1%
無回答	8	1.4%
計	582	100.0%

最後に、被虐待児に対する教員自身の対応について、十分対応できたかどうかを尋ねたところ（表6⁸⁾、「対応できた」と回答した教員が57.7%であったのに対し、「対応できなかった」と回答した教員は36.6%だった。

表6 被虐待児に対する自身の対応について、どのように感じましたか

	人数	%	
十分対応できた	19	4.9%	57.7%
まあ対応できた	205	52.8%	
あまり対応できなかった	131	33.8%	36.1%
不十分な対応だった	9	2.3%	
無回答	24	6.2%	
計	388	100.0%	

（無効回答 2）

「不十分な対応だった」と回答した教員からは、

「通告後、保護者から苦情が来て、学校の対応への批判あり、かなり攻められる。通告する前に、保護者に相談すべきであろうという話になるのがほとんどである。（こうした対応に対して）学校不信を訴えられる」（小学校 50代 女性）

「もっと早く気づいてあげたかった。あの頃、経験知識があったら、もっと早く気づけたと思う。研修の必要性。肝心の保護者に、虐待のことを直接話せる立場の人が現場にいれば、適切な対応がより早くとれるのではないか」（小学校 40代 女性）

「自分としてはやれる限りのことをしたとは思いますが、現状は全く解決されないままだったので、不十分だったと思う。しかし、多忙な現状で、十分に解決できるまでのことをやりきるのは難しい上に、やりきれたとしても、今教師だけでは保護者の児童に対する対応を変えるのは無理である。多くの機関との協力が必要であるが、協力し合うこともまた大変である」

(中学校 30代 女性)

のコメントがあげられ、被虐待児やその保護者との対応を適切に行うことの困難さ、虐待への対応に必要な研修の不足、組織的な対処が整備されていない点が指摘されている。

3. 被虐待児への対応の困難さに関する質的分析

本調査では、現場で対応する教員の“困り感”を言語化して把握できるように以下のように「児童虐待を受けた児童生徒への対応に際して、困難さを感じたこと、対策が必要だと感じたこと」を設問にいれ、自由記述での回答を求めた。

15) 児童虐待を受けた児童生徒への対応に際して、困難さを感じたこと、対策が必要だと感じたことを罫線内にお書き下さい

.....

.....

.....

自由記述には、「児童虐待を受けた、あるいは疑われる児童生徒がいた」と回答した教員390名のうち46.7%にあたる182名より回答があった。そこで、自由記述で回答した内容について質的な分析を行った。182名の回答を内容に応じて「学校」「保護者」「行政」の3つのカテゴリーで分類した。分類の結果、学校に関する記述が82名（全体の45.0%）、保護者に関する記述が70名（全体の38.5%）、行政に関する記述が30名（全体の16.5%）となった。さらに各カテゴリーの自由記述をより詳細に分類しまとめた。この節では、その内容についてカテゴリーごとに確認していきたい。

1) 学校に関する記述

学校に関する自由記述について分析し分類したところ、「教員の指導上の困難さ」に関するものが29名（34.9%）、「校内での連携や対応」に関するものが24名（28.9%）、「被虐待児の発見や把握」に関するものが16名（19.3%）、「通告の困難さ」に関するものが8名（9.6%）、「研修の必要性」に関するものが6名（7.2%）、複数回答が1名であった。次に各分類について、回答した教員の自由記述も合わせて具体的な内容について述べていく。

「教員の指導上の困難さ」については、学校側の指導に限界を感じることに、保護者は虐待を隠し、本人は保護者をかばうことで対応が困難なこと、家族に関わる授業を行う際に配慮が必要なことがあがられた。この分類についての教員の自由記述では、

「自分としてはやれる限りのことをしたと思うが、現状は全く解決されなかったで、不十分だったと思う。しかし、現状の多忙な日々の中で、十分に解決できるまでのことをやりきるのは難しい上に、やりきれたとしても、保護者の児童に対する対応を完全に変えるのは、教師だけでは無理である。多くの機関との協力が必要であり、その（機関と）協力し合うこともまた大変である」（括弧内筆者）

とあり、保護者への対応については、学校や教員では限界があり、他機関連携の必要性を訴えている。

「校内での連携や対応」については、個々のケースに対応することが難しいこと、校内での情報共有が一部の教員に限られること、多忙化、人員不足により校内での対応が困難であることがあげられた。この分類に関する教員の自由記述では、

「校内に児童相談所での対応を要する生徒がいるということは知っていたが、直接的な関わりがなく情報もほとんど分からなかったで、個人としては全く対応する姿勢にはなっていなかった。統一した指導をしていく為にも、学校全体で、情報の共通理解を図り、一貫した対応ができる準備が必要だと感じる」

とあり、校内での情報共有体制が整備されず、被虐待児への適切な支援の難しさを指摘している。

「被虐待児の発見や把握」に関する困難さについては、虐待を受けているかどうかの把握が困難であること、虐待を発見することが難しい（特に性的虐待）ことがあげられる。この分類に関する教員の自由記述では、

「性的なことであると、事情を把握することが大変難しい。中学生の姉がもらしたひと言から表面化したのであるが（姉も虐待を受けていた）、本人から第三者に助けを求めるのは大変困難であると思う。兄相の指示に従い、保護してもらうことが最善策であつたろうと思っている」

とあり、偶発的なことで発見されるなど性的虐待の発見の難しさや、教員や学校では性的虐待の被虐待児のケアが困難であることが述べられている。

「通告の困難さ」については、通告すべきがどうかの判断が難しいこと、保護者から逆恨みされる可能性を感じることで、通告が本人のためになるのかという迷いが生じることがあげられた。この分類に関する教員の自由記述では、

通告した後に保護者から苦情が来て、学校の対応に対して批判があり、かなり攻められる。通告する前に、保護者に相談すべきであろうという話になるのがほとんどで、学校不信を訴えられる

とあり、通告による保護者との信頼関係を保つことの難しさを指摘している。

「研修の必要性」については、虐待かどうか見極める（早い段階で気づける）ために必要であること、虐待にどう対応したらいいかわからないので研修が必要であること、養護教諭には研修の機会があるが、一般の教員には研修の機会があまりないことがあげられていた。この分類に関する教員の自由記述では、

保護者と生徒との関係性が見えづらく、行政などと連携していく必要があるので、1日1日が不安だった。また、適切な対処法がわからず、上の指示に従って動いた。対応、また実態の把握について、研修が必要と感じた

とあり、被虐待児や保護者との対応で、必要な知識やスキルに関する適切な研修の必要性を感じていることが述べられている。

2) 保護者に関する記述

このカテゴリーの自由記述を分析したところ、「協力・連携・介入の困難さ」に関する記述が30名（42.9%）、「保護者対応での困難さ」に関する記述が21名（30.0%）、「保護者自身の問題による困難さ」に関するものが19名（27.1%）となった。

「協力・連携・介入の困難さ」については、家庭内に踏み込めない、どの程度まで関わっていいかわからない、保護者の協力が得られず、学校での指導に限界を感じる、経済的な問題については関われない、といった記述がみられた。この分類についての教員の自由記述では、

「保護者の協力を得られず、また生徒自身も親への信頼がなく、孤立感を感じていたと思う。家庭内のことでもあり、どこまで立ち入っていいのかその“どこまで”“というのが難しかった。保護者から言われた言葉で、「子供も育てたことがない奴に親の気持ちがわかるか」や「お前は卒業までかもしれないけど、私は一生こいつと付き合っていかなきゃなんねえんだよ」と言われた時、一生懸命頑張っても…所詮他人なのかと落ちこんだことを思い出します」

とあり、家庭への介入の範囲を見極めることの難しさや介入の限界について記述されている。

「保護者対応での困難さ」については、虐待を認めない保護者への対応、保護者と連絡が取れないこと、しつけと称して虐待を行う保護者への対応に関する記述が見られた。この分類についての教員の自由記述では、

「大人として、教師としてよりも1人の人間として信頼してもらうことが必要であるが、現実はとても厳しいものと感じ、日々葛藤の連続でした。虐待を受けた子どもは様々なことに困難を生じるため、子どもの心身を健やかに育成することがいかに大切であるか痛感しました。学校で大半を過ごすとはいえ、子供の心のベースはやはり家庭であることに違いないのが真実です。子供の様子をよく観察し、?と思ったことについては迅速に対応するとともに、学校でのがんばりを伝える等、保護者も自らの子育てに自信を持たせてやる（保護者の自己肯定感を高める）、そんなことも必要と思っています」

とあり、保護者との関係構築をめざし、ともに被虐待児をはぐくむためのアプローチを模索しようとすることに尽力する思いが綴られている一方で、その限界も記されている。

「保護者対応での困難さ」については、虐待を認めない保護者への対応、保護者と連絡が取れない、しつけと称して虐待を行う保護者への対応に関する困難さをあげている。この分類に関する教員の自由記述では、

「全体的に経済的な問題をかかえた家が多く、一教師として対応できないことが多い。また家族構成が複雑であったり、保護者がアルコール依存症であったりと、学校では手を出せない事案が多くあった」

とあり、家族支援が必要であると感じながら、学校からのアプローチが困難であることが述べられている。

3) 行政に関する記述

このカテゴリーの自由記述を分析したところ、「他機関連携に関すること」に関する記述が19名(63.3%)、「児童相談所との関係」に関する記述が9名(30.0%)、「制度上の問題」に関する記述が2名(6.7%)であった。

「他機関連携に関すること」については、連携の重要性、情報共有に課題があること、他機関との引き継ぎの問題が述べられている。この分類についての教員の自由記述では、

「教育委員会や児相など諸関係機関と連携するためには管理職を通しての連絡が必要であり、煩雑な点があった。専門家のアドバイスを受けたいのに、どこに連絡し、どのように相談すればよいかわ周知されていない点が困った。諸機関との連携といってもなかなか臨機応変な対応ができない点が困った」

とあり、関係機関との連携についての情報共有が不十分なことや臨機応変な対応が困難であること

が指摘されている。

「児童相談所との関係」については、通告や児童相談所の対応に関するトラブルがあったこと、児童相談所も多忙で対応を共有できないことがあげられた。教員の自由記述では、

「児童相談所はたくさんのケースを抱えており、なかなかつながらなかつたり、担当者が異動等かわってしまい、じっくり本人と向き合うことができなかったことがある」

とあり、児童相談所の多忙化による連携の難しさを述べている。

以上のように、自由記述をもとに分類した「学校」「保護者」「行政」の3つのカテゴリに関して、カテゴリごとに教員自身の記述を交えて“困り感”について分析をおこなった。次節では、この節の分析をもとにカテゴリごとに課題を述べていく。

4. 児童虐待対応に関する今後の課題

前節での自由記述の分析より明らかになった学校現場における児童虐待対応の課題をカテゴリごとに述べていきたい。

「学校での指導上の課題」については、次の3点があげられる。1点目は、教育的な指導を超えた問題への対応の困難さである。被虐待児の置かれている状況や保護者に関する対応は福祉の領域に関わるものであり、教員の立場では教育的指導によるアプローチだけでは被虐待児の問題解決に自ずと限界がある。被虐待児やその保護者の問題に対して、解決に向けて可能な限り取り組もうとする教員も多くみられるが、自由記述にもあったとおり、業務の多忙化も加わり教員のみでの努力では困難である現状も浮き彫りとなった。2点目が、児童虐待が全校で組織的に対応しなければならない問題である、という認識が十分とはいえないことである。本調査においても、表3にあるように児童虐待を受けた、あるいは疑われる児童生徒がいたと回答した教員のうち、「全校での支援体制のもとで対応した」と回答した教員は46.9%にとどまり、校内での組織的な支援体制が十分とはいいがたい。一方自身で対応した教員が13.6%おり、孤軍奮闘する教員も少なくない。また前節の自由記述にあるように校内での情報共有が限定されており、組織的に被虐待児に対応できていない実態も垣間見える。いじめ等の問題行動と同様に、学校全体で問題を共有し、取り組むことが効果的であると考えられる。さらに校内組織の立ち上げの難しさも課題としてあげられる。SSWの配置が十分とはいえない現状であるが、こうした福祉セクターの専門家や他機関と連携を図り、効果的な校内組織の構築が必要である。3点目が、虐待かどうかの見極めや被虐待児に対して適切な対応を可能にするための研修の必要である点である。本調査では、児童虐待についてどのような機会でも知ったかについて尋ねたところ（複数回答）、「研修」が378名（35.3%）であったが、「マスメディア」が366名（34.1%）、「文献」が150名（14.0%）、「大学で学んだ」が130名（12.1%）⁹であり、教員にとって研修が児童虐待について知る機会となっているとは決していえない。また児童虐待に関

する学習や研究が必要であるかどうか尋ねたところ、回答した518名中、458名（88.4%）の教員が必要と回答している一方、実際に研修を受講した教員は245名（47.2%）にとどまる。自由記述にもあったように、一般の教員対象の研修の機会が多いとはいえ、今後被虐待児や保護者に対して適切に対処することの困難さを軽減するために、研修の機会の拡充が必要である。

「保護者との関係による課題」については、保護者自身の問題により、保護者から協力が得られず、学校側からの指導に限界があることが課題としてあげられる。2節の表4-1にあるように、被虐待児の保護者の状況は経済的に困窮していたり、ひとり親家庭であったり、生活保護受給者であることが多く、経済的な問題を抱えていることで、子育てや子どもの教育に十分な配慮ができないことが想像される。さらに表5にあるように、「保護者と連携して児童生徒の支援ができた」と回答した教員が118名（22.8%）である一方、「保護者が協力的ではなかった」が161名（31.1%）にのぼり、保護者との連携の難しさがみられる。保護者の経済的な困難さは学校側では対応できない問題であり、問題解決のためには福祉セクターからの家族支援も不可欠である。学校側が踏み込めない領域については、特にSSWによる支援が不可欠である。

「行政・他機関との連携に関する課題」については、連携の枠組みが把握できて（見えて）いないことが課題としてあげられる。表3にあるように、児童相談所、福祉事務所、教育委員会等と連携して対応した教員がいる一方、自由記述にあるとおり、「他機関連携」の重要性や必要性は認識しているが、連携体制の状況や対応の方法について、十分に周知されておらず、教員自身がどう対応したよいか戸惑う様子もみられる。校内での連携の枠組みや被虐待児に対応する上での手順等についての再確認、校内研修が必要であると考えられる。

以上、本調査を通して明らかになった課題についてカテゴリー化して分析を行った。今回の分析を通して、学校現場では児童虐待の問題に対応した体制、各教員への支援体制、研修体制の必要性について、個々の教員が課題と感じながら、虐待対応せざるを得ない実態が明らかになった。今後は、学校現場の教員が被虐待児、保護者への支援を行う上で、研修体制の充実、他機関との連携が一層必要であると考えられる。

- 1 本稿は日本子ども虐待防止学会第25回ひょうご大会 報告「学校現場における教員の児童虐待への対応と課題」（2019.12.22）、および日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会 大会企画シンポジウム 子どものSOSを受け止め、関係機関につなぐには～密接な連携とは～「学校現場における教員の児童虐待への対応と課題」（2020.11.29）での発表内容を加筆、修正したものである。
- 2 厚生労働省「令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」（2021）より
- 3 たとえば、毎日新聞社では、1998年10月25日朝刊で「殺さないで 児童虐待という犯罪」第1部の連載が開始された。
- 4 厚生労働省「令和元年度福祉行政報告例の概況」（2021.2.4）8頁。
- 5 拙稿（吉村真理子と共著）『学校現場における児童虐待への対応と課題について』（千葉敬愛短期大学紀要第41号、2019）41頁
- 6 同上 41頁
- 7 同上 42頁

106 学校現場での児童虐待への対応における課題

8 同上 42頁

9 同上 40頁